

【項目1】円高是正・デフレ経済脱却及び成長戦略の推進

今後の急激な円高については、日本経済を守るために、市場介入を含むあらゆる方策を果敢に実施します。また、輸入産業や外国企業の買収などについては良い円高効果もありますので、その効果を生かします。経済対策に関しては、緊急経済対策用の予備費として平成22年度予算に計上している2兆円(国庫債務負担行為を含む)を直ちに全額執行します。具体的には、住宅ローン供給の円滑化、エコポイントの延長、学校・病院の耐震化をはじめとする景気対策を実施します。

日本銀行と協調しながら、金融緩和政策を引き続き推し進め、必要な場合には、日本銀行による国債の買い増し、短期の資金供給の更なる拡大なども検討します。

経済成長のためには、地域経済・社会の再生が重要です。国の「ヒモ付き補助金」を順次すべて地方への一括交付金に改め、地域のことは地域で決める地域主権を実現します。そして、地場産業を活性化させ、地方の雇用の場を拡大します。また、高速道路の建設は今後、国が建設費を支援して都道府県が自ら行うことのできる仕組みを創設します。それによって、全国の高速道路網を速やかに完成させます。

現行の事業規制はすべてゼロベースで見直し、民間事業活動に関する規制を撤廃します。個別補助金の全廃や特殊法人等の廃止・民営化により、本来民間で行うべき事業から政府が撤退し、民間の領域を拡大することで、経済活動を一層活発にします。

日本経済全体の生産性を高めることが重要です。バイオ、IT、ナノテク、環境・エネルギーなどの先端技術分野を推進するために、集中的に施策を展開し、民間経済の成長・拡大を支えます。

さらに、日本の技術の宝庫である中小企業に対し、国内外での活動を積極的に支援します。また、下請けいじめや第三者保証要求など優越的地位の濫用とも言える旧来の取引・金融慣行は是正し、後継者不足・円滑な事業継承などの課題にも取り組み、中小・零細企業の活力を高め、起業の促進を図ります。

以上の政策を組み合わせることで、成長戦略を力強く推し進めます。

【項目2】国家像と地域主権改革に対する決意

○自立と共生の理念に基づき、国民の生活が第一の「公正な国・日本」を目指します。

○明治以来の中央集権制度を抜本的に改め、地域主権国家を樹立する。権限も財源も地方に移す。

「ヒモ付き補助金」の一括交付金化によって、地域のことは地域で決める真の地域主権を必ず実現します。

○中央政府の役割を、外交・防衛・危機管理・治安から、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会保障の最終責任、通貨、市場経済ルール確立、国家的大規模プロジェクトなどに限定します。

【項目3】大胆な地域主権改革の実行

(1)地域主権関連3法案の早期成立

地方6団体の皆さんのご協力(参考人としての意見陳述)を頂き、法案成立に全力を尽します。

(2)義務付け・枠付けの見直し、権限委譲の推進

義務付け・枠付けの見直し、基礎的自治体への権限の移譲については全国知事会の意見を参考に、「国と地方の協議の場」を前倒しで設置して議論し、積極的に取り組みます。

(3) 国の出先機関の原則廃止

出先機関改革のための「アクションプラン(仮称)」策定にあたり「国と地方の協議の場」を前倒しで活用して、重点的に取り組むべき事項の法案提出に早期に取り組んでいきます。

(4) 地方交付税の復元・増額

平成22年度に、1.1兆円増額したところであるが、次年度以降も必要な交付税の総額を確保します。尚、地方の社会保障関係費の自然増についても地方財政計画に適切に計上します。

(5) 国と地方の税財源配分のあり方の見直しと地方環境税の創設

国税と地方税の税源配分については、地方税財源の充実強化により地方分権を進めることを目指すために、国と地方の最終支出の比率に税源の配分を5対5に近づけます。

国の関与を限定するなら、自治体の財政体力の強化も必要であり、補助金を限定し、税源移譲と課税自主権の強化が不可欠だと考えています。

地球温暖化対策に係る地方の役割を強化し、地方の財源を確保するためにも、地方環境税の創設なども積極的に進める事が必要と考えています。

(6) 一括交付金の検討

一括交付金の配分にあたっては、全国知事会の意見を踏まえて客観的な指標に加え、社会資本整備の進捗率、財政力の強弱など、地方のニーズに配慮することが必要であり、また、一括交付金化によって、本格的な税財源の移譲に向けた議論が後退するようなことになってはならないと考えています。

(7) 直轄事業負担金制度の抜本的改革

マニフェストに沿って現行の直轄事業負担金制度の廃止と、その後の在り方についての工程表の策定に当たっては、制度廃止に向けた具体的な手順等を示し、できるだけ廃止の時期を明確に示します。

【項目4】 税制抜本改革

○消費税については現在の衆議院議員の任期中は引き上げない事を国民の皆さんと約束しているのでまずは徹底したムダの排除を行います。

その上で、消費税・地方消費税だけではなく、格差を拡大した原因のひとつともなっている所得税、資産税、法人税を含めた抜本的な税制改革は必要だと考えています。

【項目5】 子ども手当・新しい高齢者医療制度への対応

○子ども手当、新しい高齢者医療制度については、国民的議論を踏まえて「国と地方の協議の場」を前倒しで設置して、十分議論をした上で、年内に新しい制度設計の具体的方針を示します。

その際、子ども手当については、平成23年度から20,000円に引き上げ、平成24年度から満額の月額26,000円を目指しますが、その使い方については地方自治体と協議して決めます。

保育環境の充実にも積極的に取り組みます。

また、新しい高齢者医療制度を含めて、国民健康保険、介護保険、生活保護については地方が、各地方の実情に応じて、かつ地方の知恵を生かして、より効果的に福祉が行えるよう社会保障関係費として交付します。